



従業員の処遇改善を図る 取組を支援します！

人手不足にならないように…
従業員の働く意欲を高めたり、働きやすい環境
づくりに取り組んでみませんか

応募の受付期間について

平成26年8月21日(木)～9月30日(火)17時まで(必着)

(提出は、持参または郵送でお願いします。持参される場合は、予めご連絡をお願いいたします。)

長崎県では、緊急雇用創出事業臨時特例基金による「地域人づくり事業」(処遇改善プロセス)として、県内中小企業等の在職者の処遇改善と働きやすい環境整備を目的とする事業を実施するにあたり、県内の中小企業、NPO法人、その他の法人、法人以外の団体、個人事業主等(以下「中小企業等」という)や経済団体、業界団体、組合、人材育成会社、人材派遣会社等(以下「支援団体等」という)からの事業提案を募集します。

選考された事業を、長崎県が提案者に業務委託して実施しますので、本事業を活用して、従業員の処遇改善を行うことが可能となります。

事業の概要

中小企業等が、生産力増強・生産性向上、販路拡大、新分野進出などにより売り上げや利益を増大させ、処遇改善(新入社員の定着率向上、非正規従業員の正規従業員化、賃金引上げ等)に必要な原資を生み出す取組を支援します。

中小企業等が、新入社員や管理者向けに意識改革や労務改善等の研修等を行い、新入社員の定着率向上をめざす取組を支援します。

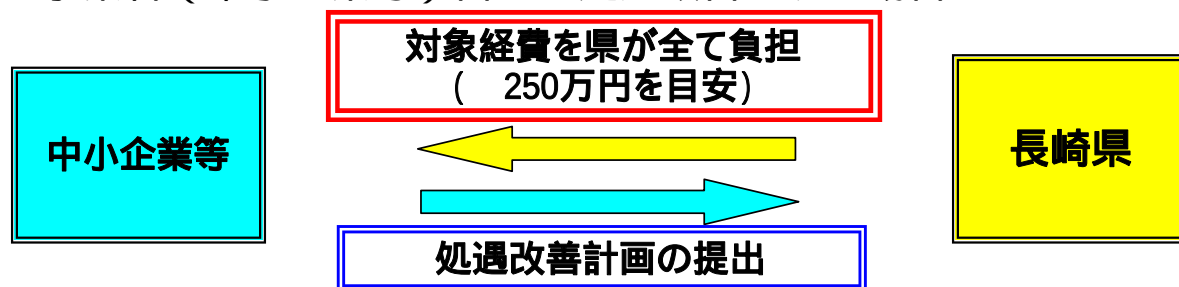
従業員の資格取得を促進することにより、新入社員の定着率向上、非正規従業員の正規従業員化、賃金引上げに結びつける取組を支援します。

支援団体等が、複数の中小企業等の従業員の処遇改善のために行う取組も対象となります。

長崎県産業労働部緊急雇用対策室

事業スキーム

事業者（中小企業等）自らが処遇改善をする場合



支援の対象となる経費の例

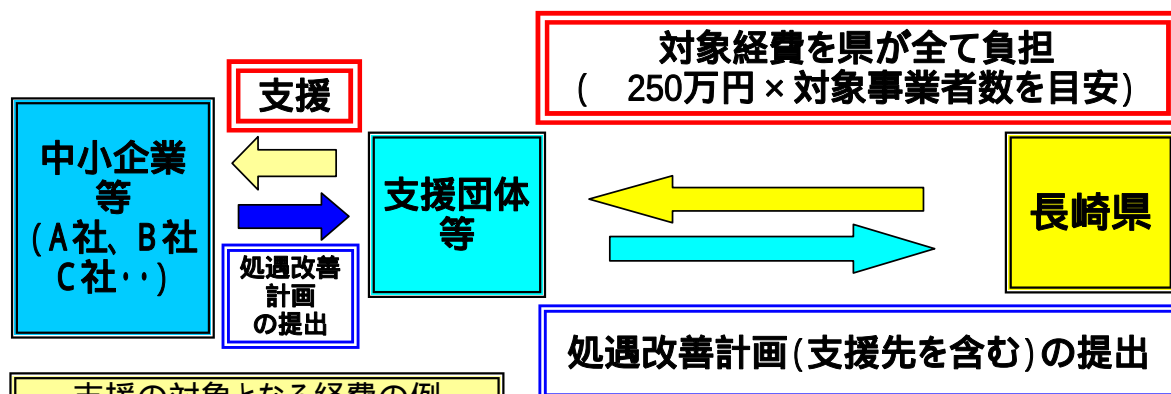
新入社員の定着率を向上させるために…
社員教育の実施、管理者向け雇用管理研修を行う経費

非正規従業員を正規従業員化するために…
キャリアアップ研修の実施、資格を取得させる経費

賃金引上げのために…
販路拡大、新分野進出、生産性向上を行う経費

支援団体等が複数の中小企業等の処遇改善を支援する場合

支援団体等…経済団体、業界団体、組合、人材育成会社、人材派遣会社等



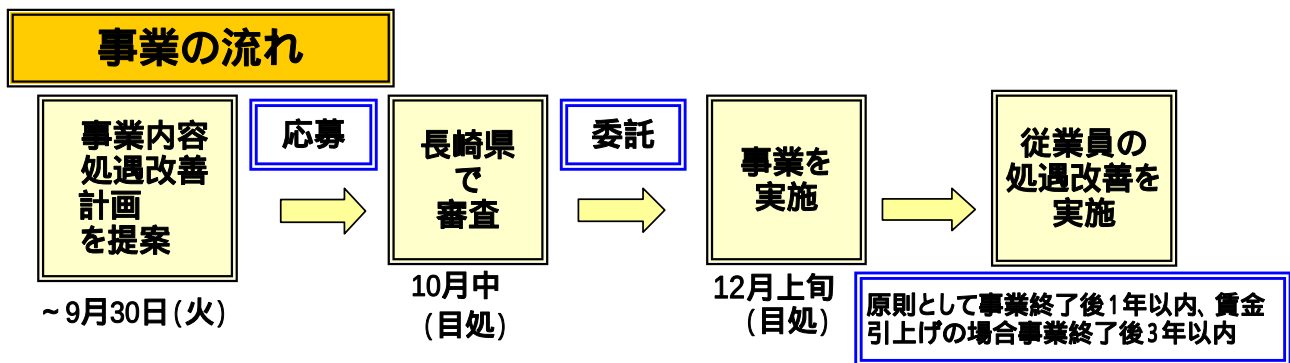
支援の対象となる経費の例

新入社員の定着率を向上させるために…
支援先中小企業等の社員教育の実施、管理者向け雇用管理研修を行う経費

非正規従業員を正規従業員化するために…
支援先中小企業等のキャリアアップ研修の実施、資格を取得させる経費

賃金引上げのために…
支援先中小企業等へ販路拡大、新分野進出、生産性向上の指導を行う経費

目安額を超える提案でも、処遇改善計画の内容、事業者の規模等により必要性が認められれば対象とします。
但し、事業による賃金増加額等の成果が事業費を上回るなど、事業費は処遇改善計画とバランスの取れていることが必要です。



応募総数等により、審査や委託の時期が遅れることがあります。

○事業実施期間

委託日から、平成27年度末(平成28年3月31日)まで実施可能です(但し、平成27年3月31日までに事業に着手することが必要)。なお、平成27年度委託契約分については、県の平成27年度当初予算の成立により締結することになります。

事業の主な要件

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日 法律第122号)により規制の対象となっている業種を除く等、県の委託事業としてふさわしい事業であること。

新入社員の定着率向上、非正規従業員の正規従業員化、賃金引上げ等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定し、これに基づき事業を実施し、その成果の達成が見込めるものであること。

新入社員の定着率向上

平成24年4月1日から応募日の間に入社した正規従業員(以下「定着支援者」という)の定着率が、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に入社した正規従業員の定着率を上回ること。

(定着支援者が存在しない場合は、事業実施はできません。)

非正規従業員の正規従業員化

在職者における有期従業員等の非正規従業員を1名以上、正規従業員化すること。

賃金引上げ

賃金引上げの対象とする在職者にかかる応募日の直近の年間賃金支給実績を基準とし、契約締結日以降において、事業終了後3年以内に賃金引上げ総額が委託事業費を上回ること。

委託費の支給対象経費について、すでに国や地方自治体等の他の助成金・補助金・委託費等を受けていないこと。

委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国の各種助成金等(キャリアアップ助成金、所得拡大促進税制等)との併給はできないこと。

応募の対象となる中小企業等・支援団体等の主な要件について

次の(1)または(2)の者で、以下の から の全てを満たす必要があります。

- (1) 処遇改善の対象となる従業員が所属する事業所が県内に所在する中小企業等
- (2) 処遇改善の対象となる従業員が所属する事業所が県内に所在する中小企業等の従業員の処遇改善を支援する支援団体等

支援団体等のうち人材育成会社や人材派遣会社等については、県外企業や中小企業以外であっても対象としますが、県内に支店や事業所、駐在所等を有し、応募日前1年以内に、県内中小企業等に対しての同種の取組実績があることが必要です。また、人材派遣会社の場合は、一般労働者派遣事業の許可を受けていること、または特定労働者派遣事業の届出を行っていることが必要です。

委託事業を円滑に遂行できるノウハウや事業実績、経営基盤等を有すること。

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体や個人、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業における著しく不適切な事業実施等により都道府県または市町村から指導を受けた団体や個人、緊急雇用創出事業等実施要領第4の12に規定する検査等または第14の4に規定する調査等に対する虚偽の報告等を行った団体や個人でないこと。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。

法人税又は所得税、県税、消費税及び地方消費税、社会保険料(健康保険料、雇用保険料等)の滞納がないこと。

応募の対象となる中小企業、その他の法人、法人以外の団体等には、会社(株式、有限、合名、合資等)のほか、学校法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合(事業協同組合、商工組合、農業協同組合等)、任意団体なども含みます。

その他について

土地を取得するための経費、建物や施設、設備を新設、改造、修繕、移設するための経費、国、地方公共団体の補助金などすでに支弁されている経費、その他委託事業との関連性が認められない経費は対象となりません。また、委託事業のために必要な財産の取得は、委託事業による費用から賄う場合は、原則リース・レンタルで対応をお願いします。

既存職員の人件費(支援団体等による支援事業を除く)、新規雇用職員の人件費、代替職員の人件費は対象となりません。

国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の検査の対象となる場合があるとともに、事業実施期間中及び事後に報告を求めることや、事業の取組状況や成果について公開する場合があります。

経費については、数量、単価等を具体的にして積算のうえ、事業運営に必要最小限のものに限り、算定してください。

経費や事業内容については、協議のうえ、一部変更していただくことがあります。

委託事業でお支払いする金額は、事業終了後に実績に基づいて精算した金額となります。

処遇改善計画の達成度が著しく低い場合や、悪意がある場合は、委託費の全部または一部の返還を求めることがあります。

応募申し込みに要する費用は応募者の負担となります。また、応募された企画提案書等は返却いたしません。

多くの中小企業等・支援団体等の皆様からの

ご提案をお待ちしております。

応募方法など詳しくは長崎県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/kinkyu-ko>

長崎県緊急雇用創出事業

検索

(応募先)

〒850-8570 長崎市江戸町2番13号

長崎県産業労働部緊急雇用対策室(県庁第一別館2階)

(問合せ先)

電話 095 - 895 - 2731 (ダイヤルイン)

E-mail: s05480@pref.nagasaki.lg.jp